

## 青の煌めきあおもり国スポ七戸町自主警備業務実施計画

### 1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）競技会の開催に伴う自主警備体制及び自主警備活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督、役員、一般観覧者等（以下「国スポ参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

### 2 実施機関

七戸町が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、町防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

### 3 実施期日及び実施場所

実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
青の煌めきあおもり国スポ 剣道競技会	令和8年10月17（土） ～19日（月）	【七戸町総合アリーナ】 ・七戸町総合アリーナ敷地内及 び周辺 ・その他関係施設

### 4 組織及び任務

実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各係の職員等で構成する「消防・警備本部」を設置する。また別表のとおり編制し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

### 5 関係機関との連携

消防・警備本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

### 6 平常時における活動

消防・警備本部は、自主警備関係機関及び実施本部各係と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

#### (1) 事前警戒・警備

仮設物の転倒、損壊等の点検・警戒、不審者の会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のための警戒・警備

#### (2) 交通誘導整理

ア 国スポ関係車両に対する指定駐車場までの案内・誘導

イ 駐車許可証不携帯車両に対する事実確認及び再発行

ウ 国スポ車両専用駐車場への一般車両の進入防止及び通行規制場所における迂回路の指示

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる駐車車両発見時における運転手に対する移動要

- 請並びに要請に応じない場合及び運転手不在の場合の警察官への車両排除要請
- オ 会場直近の交差点等における歩行者の安全確保を目的とした交通誘導整理
- (3) 会場内外通行管理
- ア 来場者種別に応じた動線案内・通行誘導
- イ 国スポ参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知及び迂回路の教示
- ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両、人員の確認及び歩行者との接触事故を防止するための通路の確保
- エ IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）のレベルに応じた通行適否の確認及び区分に応じた入場者の整理
- (4) 雑踏警備
- ア 輸送バス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導
- イ 階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所における警戒及び資器材を活用した注意喚起
- ウ 各入場口、手荷物検査所等、群衆密度が高くなる場所における警戒及び所要時間の告知による焦燥感の軽減
- エ 駆け足、転倒、通路上での立ち止まり等、危険要因排除のための案内、広報及び誘導
- オ 競技会終了後における駆け足や押し合い等による転倒等の事故防止のための危険場所における警戒及び動線別の案内、誘導
- カ 来場者が過密となり事故等の発生のおそれがある場合に来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置による来場者の圧力緩和
- (5) 会場入退場者管理
- ア IDカード等確認場所におけるIDカード等の所持の確認と不所持者の排除
- イ 手荷物検査所における入場整理、広報及び妨害行為企図者等に対する警戒並びに持込禁止物の発見
- ウ 途中退場者に対する手荷物再検査の告知及び再入場時における再検査の徹底
- エ 会場内及び各入場口におけるIDカード等の確認と不正入場者の発見、排除
- オ 入退場者数の時間毎の確認と会場内来会者数の管理
- (6) 不審者、不審物件等に対する警戒
- ア 巡視活動等による不審者、不審物件に対する警戒及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
- イ 妨害行為企図者等に関する情報収集及び認知又は発見時における警備消防防災本部への速報と適切な初期対応
- (7) その他
- その他必要な自主警備業務

## 7 事件・事故発生時における活動

消防・警備本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

- (1) 通報連絡
- ア 事案等の発生を認知又は発見した警戒員は、事実確認に努めるとともに、消防・警備本部へ概要を通報する。
- イ 通報を受けた消防・警備本部は、当該事案等の事実確認、状況把握に努めるとともに、自主警備関係機関に通報、連絡を行う。
- (2) 初期対応
- ア 消防・警備本部における措置
- (ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な

指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援や周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧と収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大の見通しや社会的反響等を総合的に判断し、実施本部及び自主警備関係機関との連絡を図り、事案等の早期鎮圧と収拾に必要な措置を講じる。

#### イ 現場における措置

(ア) 国スポ参加者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な限り事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 本部員及び警戒員は、事案等発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められる場合は消防・警備本部への連絡を行う。

(オ) 現場に通じる緊急車両通行路の確保に努め、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

#### 8 爆破等予告に対する対応

消防・警備本部は、爆破等の予告及び情報を入手した場合は、自主警備関係機関に速報するとともに、協力して不審者及び不審物件の発見に努める。この際、国スポ参加者の混乱等防止に配慮する。

#### 9 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策

大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

#### 10 通信連絡

消防・警備本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

#### 11 地形、地物等の把握

消防・警備本部は、効果的な警戒・警備活動及び迅速な現場急行が出来るよう、実地踏査により、会場内外の通路、既存施設、構造、非常口、避難場所等の把握に努めるとともに、通常時における仮設物の設置状況等の実態把握にも努める。

#### 12 教育及び訓練

実施本部は、競技会等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、必要に応じて業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

#### 13 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別表（第5条関係）

消防・警備本部編制表

編制	任務区分
本部長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自主警備・消防防災業務の総括・管理</li><li>○ 実施本部各係との連絡調整</li><li>○ 自主警備・消防防災関係機関（※1）との連絡調整</li><li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li></ul>
グループリーダー	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本部長・業務員の管理（教育・訓練含む）</li><li>○ その他重大な事案対応</li></ul>
本部長・警戒員 （※3）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自主警備・消防防災業務の管理</li><li>○ 自主警備・消防防災関係機関との調整</li><li>○ 持込禁止物・禁止行為等の指定</li><li>○ 入場管理エリアの設定</li><li>○ IDカード等確認場所の設置</li><li>○ 金属探知器検査・手荷物検査場所（入場口）の設置</li><li>○ 持込禁止物一時預かり所・飲料移し替え所の設置</li><li>○ 迷子、遺失物預かり所の設置</li><li>○ 消防署に対する配置・配備依頼</li><li>○ 施設防火管理者との非常放送に関する協議</li><li>○ 実施本部各係及び自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li><li>○ その他必要な業務</li></ul>

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、町防災担当部局、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編制される組織をいう。

※3 「本部長」とは、事務局及び町職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備業者業務員をいう。